

ノンバンクの破綻と証券化への影響

高橋正彦（横浜国立大学）

利息制限法と出資法の上限金利の間のグレーゾーン金利に係る、貸金業法上のみなし弁済の認定をめぐる、最高裁判決（2006年1月）は、貸金業者（ノンバンク）側に厳しい判断を示した。その後、借り手からの過払金返還請求の増加に直面したノンバンクの多くは、経営悪化に陥った。

さらに、改正貸金業法の全面施行（2010年6月）により、①みなし弁済制度の廃止、②グレーゾーン金利の廃止、③貸付額の総量規制の導入といった、規制強化も行われる。

こうした経営環境の激変のなかで、最近、証券化のオリジネーターであるノンバンクの破綻も続発している。①アエル・ナイス、②ティーシーエム、③クレディア、④オークス、⑤レタスカード、⑥エスエフシージー、⑦アイフル・ライフなどが、その実例である。

これらのうち、直近では、証券化をめぐる詐欺（フロード）事案も発生している。すなわち、レタスカード（消費者金融）は、ABLによる資金調達スキームを利用して、架空の消費者ローン債権をSPCに売却し、外資系金融機関から多額の金銭を詐取した。

また、エスエフシージー（商工ローン）は、日本振興銀行と、債権流動化の受託者としての信託銀行に、貸付債権を二重譲渡した。これにより、過払金返還請求の相手方の問題などが顕在化している。

なお、この両社の案件では、オリジネーター・サービサーの倒産（破産）に伴い、サービサー法上の債権回収会社が、バックアップ・サービサーとして、初めて実働した。

本報告では、こうした現実のケースも踏まえながら、ABS等の有力なオリジネーターとなってきたノンバンクの破綻と、証券化に関わる法的・実務的な問題点について、幅広く検討を行う。